

第1章 地方公会計制度の導入経緯と意義

1節 地方公会計制度導入経緯

厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され取組が始まりました。その後、「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）が定められました。これを踏まえ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が制定され、平成18年には「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」が示され、財務書類の整備に積極的に取り組むこととされました。全国の地方公共団体では、総務省からの指針に基づき、「基準モデル」や「総務省方式改訂モデル」、又は「東京都方式」などといった複数の方法により財務書類が作成されてきました。

しかし、複数の作成方法が存在することで、地方公共団体間での比較が難しいといった課題があるほか、固定資産台帳を備えず、決算統計によるデータを活用した簡便な方法による作成方法が主流となるなど、本格的な複式簿記・発生主義の導入が進まないといった課題もありました。それらの課題を踏まえ、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が平成26年に示され、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表されました。

当該基準による地方公会計の整備については、総務大臣より原則として平成29年度までに行い、予算編成等に活用するよう地方公共団体に要請されており、本市においては平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類を作成しました。

2節 地方公会計の意義

本市を含む、地方公共団体における予算・決算にかかる会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図る観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

地方公会計の意義

1. 目的

①説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示

②財政の効率化・適正化

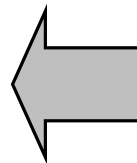
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

◎現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完



発生主義会計

◎発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完
〈財務書類〉

地方公会計

- ・貸借対照表
- ・行政コスト計算書
- ・純資産変動計算書
- ・資金収支計算書

企業会計

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

①発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

②資産・負債（ストック）の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示